

パパの育休を応援します！

～男性の育児休業取得促進奨励金制度～

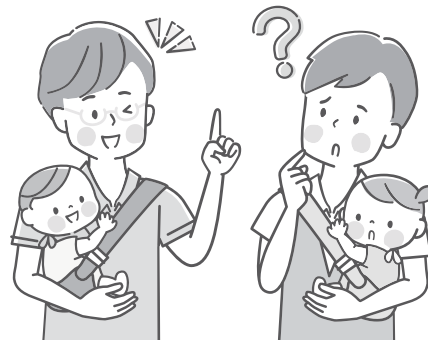
令和4年10月1日から制度を一部拡充しました

令和4年10月1日から施行された「産後パパ育休」（出産時育児休業）や「育児休業の分割取得」の導入により、男性の育児休業が原則「最大4回まで」分割して取得することができるようになったことから、現在長洲町で実施している「男性の育児休業取得促進奨励金制度」について制度を一部拡充しました。

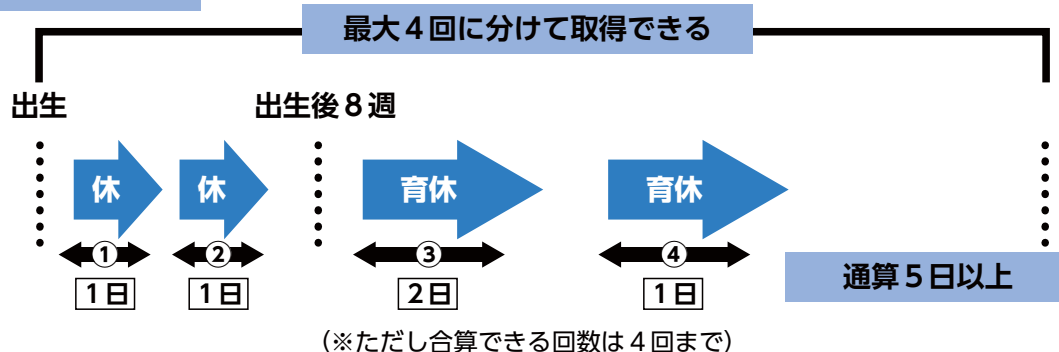
★制度拡充のポイント★

これまで奨励金交付の条件としていた取得日数を
「連続する5日以上」から「通算5日以上」に改正しました

■取得日数 1歳2ヵ月までに通算して5日以上
(4回まで分割可能)



男性の育児休業



●本制度の「育児休業」には事業所等の就業規則や労働協約等に定める「子を養育するための休業及び休暇」も含まれます。

■交付額

取得した日数(勤務を要しない日を除く)×5,000円
(上限10万円)

※ただし、申請は育児休業(休暇)の対象になる子ども
1人につき1回限り
(双子以上の場合であっても1回限りとなります)

■交付の条件

- ①令和4年4月1日以降、勤務を要しない日を除く通算して5日以上の育児休業(休暇)を取得していること
- ②取得期間および奨励金交付の申請時に、男性本人および妻と子が町内に住所を有していること
- ③町税などの滞納がないこと

■交付対象となる育児休業の期間

子どもが1歳2ヵ月になるまでに取得した期間
※申請は子どもが1歳3ヵ月になるまで

※令和4年4月1日以降、現在までにすでに通算して5日以上取得している場合(ただし分割は4回まで)も対象となります。
詳しくはお問い合わせください。



町ホームページにも
情報を掲載しています！



☎ 子育て支援課 ☎78-3126、総務課 ☎78-3113